御坊市窓口支援システム（自治体窓口ＤＸＳａａＳ）構築事業
公募型プロポーザル方式実施要領

１．目的

市役所窓口手続における住民、職員双方の負担が大きいとの課題感から、本市では、令和７年度において、職員が市民の立場で市役所の手続を体験する「窓口利用体験調査」を実施した。その結果、市民側の課題として、申請書への氏名や住所などの記入の回数が多いことや手続全体で多くの時間がかかることが、また、職員側の課題として、複雑化する行政手続などを要因とし業務負荷が増加しており窓口サービスの質を維持することが困難になる可能性がある課題等が明らかになった。

以上を踏まえ、本事業は、住民の目線に立った質の高い窓口サービスを提供するため、市職員が寄り添いながら、申請支援を行うことができる窓口支援システム（自治体窓口ＤＸＳａａＳ）（以下「窓口支援システム」という。）を導入するとともに、市民の負担軽減と利便性向上、職員の業務効率化とサービス標準化の構築を目指す。

２．事業の概要

⑴　事業名

御坊市窓口支援システム（自治体窓口ＤＸＳａａＳ）構築事業

⑵　事業内容

別紙「御坊市窓口支援システム（自治体窓口ＤＸＳａａＳ）構築事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑶　契約期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

⑷　提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

３３，０００，０００円

※提案限度額を超えた提案は受け付けない。

※提案限度額は本業務の仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とする。

※システム導入初年度の運用費用も提案額に含むものとする。

※窓口支援システムから標準準拠システムへの後方連携にＲＰＡを用いないデータ連携（ＡＰＩ連携、ファイル連携等）を行う場合は、ＲＰＡに関する費用は不要とする。

⑸　担当課及び書類、電子メール等の提出先

担当課：御坊市総務部総務課情報化・イノベーション推進室

住　所：〒６４４-８６８６　和歌山県御坊市薗３５０番地２

電　話：０７３８-２３-５５９０／ＦＡＸ：０７３８-３２-２３２４

電子メール：densan@city.gobo.lg.jp

３．スケジュールの概要

本プロポーザルに係るスケジュールは次のとおり予定している。

⑴　募集開始　　令和８年５月２９日(金)
⑵　質問書の受付期限　　令和８年６月５日(金)１６時（必着）
⑶　質問に対する回答　　令和８年６月１０日(水)１７時
⑷　参加申込書等の提出期限　　令和８年６月１５日(月)１７時（必着）
⑸　参加資格確認通知書の送付　　令和８年６月２２日(月)
⑹　企画提案書の提出期限　　令和８年６月３０日(火)１５時（必着）
⑺　提案審査会（プレゼンテーション）　　令和８年７月６日(月)
⑻　審査結果通知　　令和８年７月中旬
⑼　契約締結　　令和８年７月下旬
※日程は、現時点での予定であり、今後変更する可能性がある。

４．参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、4(6)及び4(7)の要件については、複数の企業による共同参加（以下「共同参加」という。）を行う場合には、代表企業と協力企業を定め、参加する全ての企業のいずれかが要件を満たすこと。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定による一般競争入札の参加者の資格制限に該当する者でないこと。

⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続がなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団員法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　暴力団員法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者

⑷　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

⑸　国税を完納していること。市内事業者又は御坊市内に受任営業所等を有する事業者に

ついては、国税及び御坊市税を完納していること。

⑹　デジタル庁が公募した「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口ＤＸＳａａＳ提供 －令和８年度募集－」の採択を受けた事業者又はその代理店であること。

⑺　本システムを令和７年度末時点で人口２万人以上の地方自治体にて導入した実績があること。なお、提案者がデジタル庁が公募した「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口ＤＸＳａａＳ提供 －令和８年度募集－」の採択を受けた事業者と共同参加する場合には、採択を受けた事業者の導入実績も含めることができるものとする。

※　導入実績は、自治体窓口ＤＸＳａａＳのシステム構築が完了し、既に稼働開始している案件のみとする。本実施要領の公募開始日時点でシステム構築中の受託案件は実績として認めない。

５．共同参加

⑴　共同参加の場合、代表企業は本市との連絡調整、契約手続及び業務遂行に関する総括責任を負うものとする。

⑵　参加申込書提出後の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、本市がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

⑶　単独で参加する者は、他の共同参加の構成員となることはできない。また、複数の共同参加の構成員となることもできない。

⑷　提出書類等には、原則として全ての構成事業者のものを含め提出すること。

６．質問書の受付及び回答

⑴　質問書受付

ア　受付期限：令和８年６月５日（金）１６時（必着）

イ　提出方法：質問書（様式１号）に質問事項を記入し、Web フォームより提出
Web フォームの URL　https://logoform.jp/form/eUsp/1595729
書類は全てＰＤＦ形式とすること。

ウ　留意点

・Web フォーム以外での提出は受け付けない。

・質問書の内容に疑義が生じた場合は、市から質問者へ問い合わせをする場合がある。

⑵　回答

ア　回答日時：令和８年６月１０日（水）１７時

イ　回答方法：御坊市公式ホームページに掲載

ウ　留意点

・仕様書等に関する質問の回答は、本実施要領及び仕様書等の補足又は修正として取り扱う。必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加して本市のホームページに公開するので必ず確認すること。

・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

・質問者の名称等については公表しない。

７．現場説明会

企画提案書など応募書類の作成等について、説明会は開催しない。

８．参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

⑴　参加申込等

	書類名	様式等
ア	参加申込書	様式２号 ※単独参加の場合には「単独参加用」を、共同参加の場合には「共同参加用」を使用すること。
イ	会社の概要が分かる資料	任意様式 会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、従業員数等を記載すること。 会社のリーフレット等でも可とする。 ※共同参加の場合には全ての構成事業者のものを提出すること。
ウ	登記事項証明書	法務局が発行した原本をスキャンしたＰＤＦファイルを提出すること。 ただし、必要に応じて原本の提示を求めることがある。 提出時点で発行後３か月以内のものに限る。 ※共同参加の場合には全ての構成事業者のものを提出すること。
エ	滞納がないことの証明書	［国税］国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３ ［市税］完納証明書（市内業者又は御坊市内に受任営業所等を有する事業者にあたる場合） （いずれも提出日前３か月以内に作成されたもの）（いずれも写し可） ※共同参加の場合には全ての構成事業者のものを提出すること。
オ	事業実績一覧表及び その添付書類	様式３号 窓口支援システム導入の業務受託実績を記載すること。 契約書及び仕様書の写しを添付すること。 自治体のプレスリリースや案内ホームページ等、システムが稼働開始していることを確認できる資料を添付すること。 ※共同参加の場合には構成事業者のうちいずれかの実績の資料を提出すること。

カ	誓約書	様式４号 ※共同参加の場合には全ての構成事業者のものを提出すること。
キ	共同参加を証明する書面	任意様式 ※共同参加の場合に、それを証明する書面。 代表企業、協力企業、役割分担、責任範囲等を記載すること。

⑵　提出手続

提出期限　令和８年６月１５日（月）１７時まで（必着）

提出方法　Web フォームより提出

Web フォームの URL　https://logoform.jp/form/eUsp/1581726

書類は全てＰＤＦ形式とすること。

Web フォームで送信後、電話により受信の確認を行うこと。

⑶　提出書類の変更、返却等

提出書類は、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。また、提出書類は提案者に返却しない。

⑷　参加表明後の辞退

参加表明を行った後に、参加を辞退する場合は、次により速やかに【様式５号】辞退届により届出を行うこと。共同参加の場合は、代表企業が届出を行うこと。

提出方法　Web フォームより提出

Web フォームの URL　https://logoform.jp/form/eUsp/1582057

書類はＰＤＦ形式とすること。

Web フォームで送信後、電話により受信の確認を行うこと。

９．プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された書類により参加資格の確認を行い、通知書を電子メールにより送付する。

⑴　送付

ア　送付予定日：令和８年６月２２日（月）

１０．企画提案書等の提出

参加資格確認通知を受けた者は、次により書類を提出すること。

⑴　企画提案書等

	書類名	様式等
ア	企画提案書	任意様式 Ａ４判、原則横向き、３０ページ以内、ＰＤＦ形式とする。 企画提案書には、全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
イ	プロジェクト推進体制図	任意様式

		※共同参加の場合には全ての構成事業者を含めて記載すること。
ウ	プロジェクトメンバー表	任意様式 仕様書記載の役割については提案の段階で名前を入れること。 窓口支援システム構築業務への従事経験（担当内容含む。）、保有資格について記載すること。 ※共同参加の場合には全ての構成事業者を含めて記載すること。
エ	見積書及びその添付書類	様式６号 Ａ４判。算出根拠を記した資料（任意書式）も合わせて添付すること。 見積書には記入押印後、提出すること。
オ	機能要件一覧表	様式７号

⑵　提出手続

提出期限　令和８年６月３０日（火）１５時まで（必着）

提出方法　Web フォームより提出

Web フォームの URL　https://logoform.jp/form/eUsp/1581997

書類は全てＰＤＦ形式とすること。

Web フォームで送信後、電話により受信の確認を行うこと。

⑶　提出書類の変更、返却等

提出書類は、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

１１．審査方法

審査は、本市が別に定める委員により組織された「御坊市窓口支援システム（自治体窓口ＤＸＳａａＳ）構築事業審査委員会」が行う。

⑴　第１次審査（書類審査）

参加者から失格者を除いた者が５者以上ある場合は、第１次審査として、①機能要件一覧表による評価及び②企画提案書による評価を行い、①②の合計点の上位４者以内を第 2 次審査の対象者として選出する。なお、４位の者が複数ある場合は、企画提案書による評価が高い者を上位とし、なお同点の場合は機能要件一覧表による評価が高い者を上位とする。ただし、参加者から失格者を除いた者が４者以下の場合は、第１次審査による選出は行わず、全者を第２次審査の対象者とする。この場合においても、①及び②の評価は実施する。

第 2 次審査対象者には、提案審査会（プレゼンテーション）の正式な開催日、指定時刻及び開催場所等について、後日電子メールにより通知する。

⑵　第２次審査（提案審査会（プレゼンテーション））

③プレゼンテーションによる評価及び④見積価格の評価を行い、①②③④の合計点が最

も高い提案者を受託候補者として選定する。

ア　実施日時：令和８年７月６日（月）

詳細については、第１次審査結果通知書により通知する。

イ　実施場所：御坊市薗３５０番地２　御坊市役所４階４０１会議室

ウ　注意事項

・プレゼンテーションの順番は参加申込受付順とする。

・プレゼンテーションの時間は１者あたり３０分以内、ヒアリング１０分程度とする。

・プレゼンテーション会場への入場は、説明者も含め５名までとする。

・追加資料の配布は認めない。

・プレゼンテーションに使用するマイク、スクリーン、プロジェクター、映像ケーブル及び延長コードは本市が用意する。なお映像ケーブルは、ＨＤＭＩを使用するものとする。その他必要となる機器（パソコン等）は提案者が持参すること。

・プレゼンテーションは非公開とする。

エ　採点の結果、１位の提案者が複数あった場合は、見積書（窓口支援システム導入等経費及びランニングコスト）の金額が最も安価な者を受託候補者とし、価格も同額の場合は、当該者から、当初提案内容を変更しないことを前提として、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成させ、再提出された見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。再提出された見積書の金額も同額である場合は、②企画提案書による評価が高い者を受託候補者とする。なお、②企画提案書による評価も同点である場合は、くじにより受託候補者を決定する。

オ　①②③④の合計点が基準点３６０点（６００点満点）を下回る場合は、受託候補者として選定しない。

⑶　選定結果の通知、公表等

ア　選定結果の通知

・７月中旬に、全ての提案者に審査の結果をプロポーザル審査結果通知書により通知する。

イ　選定結果の公表

・速やかに本市ホームページにおいて以下の事項を公表する。

【公表事項】

・事業名

・受託候補者の名称、所在地、総合評価点

ウ　非選定理由の説明請求

・受託候補者として選定されなかった者は、結果通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に、書面（様式は任意）により、本市に対して非選定理由（選ばれなかった理由）についての説明を求めることができる。なお、書面の提出については、２　⑸担当課及び書類、電子メール等の提出先に記載の電子メールまで提出すること。

・本市は、説明を求められたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して７日以内に、書面により回答する。ただし、選定結果に対する異議申立て、他の提案者に関

する情報、他の提案者の企画提案内容、審査基準ごとの得点の内訳その他これらに類する事項に関する照会には応じない。

１２．審査基準及び配点

プロポーザルは次の審査項目に基づき審査する。

審査項目	審査内容	配点
機能要件	機能要件一覧表の回答に基づき評価を行う。	200 点
企画提案書	・業務内容の理解度、企画力 ・デザイン、機能 ・運用、保守管理 ・スケジュール ・セキュリティ ・業務実績 ・その他　本市にとって有意義な提案事項	200 点
プレゼンテーション	・業務内容の理解度、企画力 ・デザイン ・プレゼンテーション ・その他、アピールポイント	100 点
見積価格	見積価格に基づき評価を行う。	100 点
合　計		600 点

１３．参加手続の無効

次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

⑴　無効要件

ア　提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合

イ　見積金額（税込）が提案限度額を上回っている場合

ウ　提出期限を過ぎて提出された場合

エ　提出書類に虚偽の記載があった場合

オ　審査の公平性を害する行為があった場合

・審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

・他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

・契約相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ　本要領４「参加資格」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

１４．契約締結

⑴　受託候補者に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について協議の上、合意に至った場合に契約を締結する。協議の結果、契約の相手方として適合しないと判断した場合は、交渉の打ち切りを通知し、当該者を失格とするとともに、次順位者を受託候補者として交渉することとする。以後、契約の相手方が決定するまで、同様の手続を行う。

⑵　選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

１５．その他

⑴　提出に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

⑵　提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。

⑶　提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する審査、報告又は公表等のために必要な範囲において、提案者の承諾を得ずに無償で利用し、又は複製することができるものとする。

⑷　本市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。

⑸　本事業の受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ最大限有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。

⑹　本業務の実施にあたっては、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働関係調整法（昭和２１年法律第２５号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、著作権法（昭和４５年法律第４８号）、その他の関係法令を遵守すること。

⑺　本プロポーザルへの参加者は、本実施要領等の内容について、錯誤等を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

⑻　本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。

⑼　審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

⑽　書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

⑾　参加者が１者の場合であっても、本プロポーザルは、成立するものとする。

⑿　本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、御坊市総務部総務課情報化・イノベーション推進室が、その対応を決定する。